

千葉県アレルギー疾患対策推進計画 骨子（案）と構成根拠

資料 2 - 4

千葉県アレルギー疾患対策推進計画 骨子(案)

「法」：アレルギー疾患対策基本法 「指針」：アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針 「整備通知」：都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制について（平成29年7月28日付け）

第1章 計画の基本方針	法	指針	拠点病院整備通知	法、指針、整備通知における記載内容	関連法令・計画、事業等	関係課
第1節 計画の趣旨		前文		我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成26年6月に法が公布された。国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。		
第2節 計画の性質	第13条			都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。		
第3節 対象とするアレルギー疾患	第2条			「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身の反応に係る疾患であって政令で定めるものをいう。		
第4節 計画の期間	第11条第6項			厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。		
		第5(5)		本指針は、アレルギー疾患を巡る現状を踏まえ、アレルギー疾患対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。国は、国及び地方公共団体等が実施する取組について定期的に調査及び評価を行い、アレルギー疾患に関する状況変化を的確に捉えた上で、厚生労働大臣が必要であると認める場合には、策定から五年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、変更する。		

第2章 アレルギー疾患の現状と課題	法	指針	拠点病院整備通知	法、指針、整備通知における記載内容	関連法令・計画、事業等	関係課
第1節 本県のアレルギー疾患の状況						
1 アレルギー疾患の特徴		前文		医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。アレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮した診療が必要になる。		
2 アレルギー疾患の患者推計数		前文		我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。		
				国アレルギー疾患対策推進協議会（平成28年2月3日）		
				「患者調査」厚生労働省		
3 アレルギー疾患に係る受療状況				「医療に関する県民意識調査」千葉県（平成29年度）		
4 喘息死の状況				「人口動態統計」厚生労働省		
5 公立学校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒の状況				「千葉県児童生徒定期健康診断結果」千葉県教育委員会		
6 未就学児における食物アレルギーの状況				「未就学児（保育所・幼稚園）及び学校（児童・生徒）における食物アレルギーに関する調査」千葉県医師会		
7 アレルギー相談センターに寄せられる相談				「千葉県アレルギー相談センター」実績		
8 アレルギー疾患に伴う日常生活等への影響				「平成29年度第2回インターネットアンケート調査」千葉県		
第2節 アレルギー疾患に係る取り巻く現状・課題		前文				
1 生活環境の影響による発症・重症化予防の必要性		第2(1)		アレルギー疾患は、その有病率の高さゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼしているが、現時点においても本態解明は十分ではなく、また、生活環境に関わる多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっているため、その原因の特定が困難であることが多い。		
		第1(1)		アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響される。したがって、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲンに曝露しないようにすることが有効であり、アレルゲン回避のための措置を講ずることを念頭に、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要である。		
2 適切な情報提供の必要性		第2(1)		インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっている。また、適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されている。		
3 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成		前文		近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきているが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのっとった医療のさらなる普及が望まれている。		
		第4(1)		アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。		

4 アレルギー疾患医療の均てん化	第3(1)	「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」厚生労働省 国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。	
	第4(1)	アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。	
5 生活の質の向上のための支援	前文	アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。	

第3章 施策の方向性（基本的施策）		法	指針	拠点病院整備通知	法、指針、整備通知における記載内容	関連法令・計画、事業等	関係課
第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防		第3章第1節			「アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減」		
			第2		「アレルギー疾患に関する啓発、知識の普及、アレルギー疾患の予防のための施策に関する事項」		
1 知識の普及等		第14条			「知識の普及等」		
患者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供			第2(2)イ		国は、国民がアレルギー疾患の正しい理解を得ることができるよう、地域の実情等に応じた社会教育の場を活用した啓発について、地方公共団体に対して協力を求める。		
			第2(2)ウ		国は、地方公共団体に対して市町村保健センター等で実施する乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。	・新千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画） ・授乳・離乳の支援ガイド ・子育て世代包括支援センターガイドライン ・標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き	児童家庭課
			第5(1)ク		国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応し、生活の質の維持向上を図るため、相談事業の充実を進める。	・アレルギー相談センター（日本アレルギー学会） ・病態栄養教室（健康増進法）	健康づくり支援課
			第5(1)ケ		国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者を含めた国民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報にいつでも容易にアクセスできるようウェブサイト等の充実を行う。	・千葉県アレルギー相談センターHP ・日本アレルギー学会HP（予定）	
			第2(2)ケ		国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用法、アレルギー免疫療法（減感作療法）を含む適切な治療法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実を図る。	・千葉県アレルギー相談センター ・千葉県アレルギー相談センターHP	
			2.2)②		アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、都道府県連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。		
		第2(2)エ			国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対して、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防、症状の軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよう求める。		
2 生活環境の改善		第15条			「生活環境の改善」		
大気汚染の防止			第2(2)オ		国は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第4項に規定する施策を講ずることにより、環境基準（同法同条第1項に規定する基準をいう。）が確保されるように努める。	・千葉県環境基本計画	大気保全課
森林の適正な整備			第2(2)カ		国は、花粉の飛散状況の把握等を行い、適切な情報提供を行うとともに、花粉の飛散の軽減に資するため、森林の適正な整備を図る。	・森林技術開発事業	森林課
受動喫煙の防止			第2(2)キ		国は、地方公共団体と連携して受動喫煙の防止等を更に推進することを通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図る。	・千葉県保健医療計画 ・健康ちば21	健康づくり支援課
アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実			第2(2)ク		国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく義務表示又は推奨表示の充実と努めるとともに、外食等に関する食物アレルギー表示については、関係業界と連携し、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供の取組等を推進する。地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条第1項に規定する計画をいう。）に基づき食品関連業者の監視等を実施する。	・千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針 ・千葉県食品衛生監視指導計画	衛生指導課
室内環境におけるアレルギー対策			第2(2)ケ		国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用法、アレルギー免疫療法（減感作療法）を含む適切な治療法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実を図る。	・独立行政法人環境再生保全機構 各種資料	
第2節 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保		第3章第2節			「アレルギー疾患医療の均てん化の促進等」		
			第3		「アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項」		
1 医療機関の整備等		第17条			「医療機関の整備等」		
アレルギー疾患医療の拠点となるアレルギー疾患医療連携拠点病院の整備			第3(2)オ		国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。		
			1.		都道府県は、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院」を選定し、…。		
			2.2)①		診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。		
			2.2)②		アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、都道府県連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。		

アレルギー疾患医療の拠点となるアレルギー疾患医療連携拠点病院の整備		2.2)③	都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。		学事課 児童家庭課 子育て支援課 障害福祉事業課 学校安全保健課
		2.2)④	学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。		
		2.2)⑤	都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。		学事課 児童家庭課 子育て支援課 障害福祉事業課 学校安全保健課
アレルギー疾患診療の連携体制の整備	第3(2)カ		国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。		
	1.		都道府県は、…、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制の整備を行い、…。		
2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成	第16条		「専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成」		
アレルギー疾患に携わる専門的な知識、技能を有する医師・医療従事者を育成するための研修会の実施	第3(2)ア		国は、アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供するため、地方公共団体に対して、地域医師会等と協力し講習の機会を確保することを求める。また、関係学会に対して、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等を講習に派遣し、講習内容を充実させるための協力を求める。		
3 医療機関の情報提供					
アレルギー疾患診療を行う医療機関情報の提供	第3(2)エ		国は、関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供する。	・千葉県アレルギー相談センターHP ・ちば医療なび ・日本アレルギー学会HP（予定）	医療整備課
第3節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上			第3章第3節		
		第5(1)	「アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項」		
1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への研修会等の実施	第5(1)ア		国は、アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等（以下「保健師等」という。）がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に対して、関係学会等と連携し講習の機会を確保することを求める。	・職員の資質向上・人材確保等研修事業（千葉県子ども・子育て支援事業支援計画）	児童家庭課 子育て支援課
		2.2)③	都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。		
2 保育所、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上	第2(2)ア		国は、アレルギー疾患を有する児童等が他の児童等と分け隔てなく学校生活を送るため、必要に応じた適切な教育が受けられるよう、教育委員会等に対して適切な助言及び指導を行う。		
	第5(1)エ		国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。	・通知：今後の学校給食における食物アレルギー対応について ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン ・学校給食における食物アレルギー対応指針 ・学校給食における食物アレルギー対応の手引き ・新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン ・食物アレルギーの誤食&ひやりはっと集	学事課 学校安全保健課
	第2(2)ア		国は、児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対する適切な啓発等について、地方公共団体に対して協力を求める。		
	第5(1)エ		児童福祉施設や放課後児童クラブにおいても、職員等に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月17日付け雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。	・保育所保育指針 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ・放課後児童クラブ運営指針 ・放課後児童クラブ運営指針解説書 ・児童福祉施設における食事の提供ガイド ・給食施設巡回指導 ・食物アレルギーの誤食&ひやりはっと集	学事課 健康づくり支援課 子育て支援課 障害福祉事業課
3 保育所、学校等における緊急時対応の確立		2.2)⑤	都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。		
	第5(1)オ		国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、教育委員会等に対して、アレルギーを有する者、その家族及び学校等が共有している学校生活管理指導表等の情報について、医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう促す。	・通知：今後の学校給食における食物アレルギー対応について ・通知：自己注射が可能なエピネフリン（別名アドレナリン）製剤を交付されている児童生徒への対応について ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	学事課 消防課 子育て支援課 障害福祉事業課 学校安全保健課
	第5(1)カ		国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、必要となるアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や注射のタイミング等の当該注射薬の使用方法について、医療従事者が、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者に啓発するよう促す。		
		2.2)⑤	都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。		

4 災害時の対応	災害時に備えた備蓄等の推進	第5(3)ア	国及び地方公共団体は、平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。	・災害時における避難所運営の手引き ・災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き	防災政策課
		第5(3)イ	国は、災害時において、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に関わる担当部署とアレルギー疾患対策を担当する部署が連携協力の上、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。	・災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針 ・災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画	危機管理課 健康づくり支援課
	第5(3)ウ	国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。	・災害時に備えた食物アレルギー疾患対応ガイドライン ・災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット		
	第5(3)エ	国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。			
第4節 アレルギー疾患に関する調査及び研究	第3章第4節		「研究の推進等」		
	第4		「アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項」		
	アレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査分析		2.2)④	学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。	

第4章 推進方策	法	指針	拠点病院整備通知	法、指針、整備通知における記載内容	関連法令・計画、事業等	関係課
第1節 計画の推進体制	第5(2)			地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。		
			4.1), 2)	都道府県は、アレルギー疾患対策を推進するため、都道府県連絡協議会を設置する。都道府県連絡協議会は、都道府県拠点病院で実施する調査、分析を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、都道府県拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図る。 都道府県連絡協議会の構成員としては、例えば、都道府県や都道府県拠点病院、アレルギー疾患の日常的な診療を行う医療機関、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する医療従事者、医師会、市区町村、教育関係者、アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者や住民その他の関係者が想定される。		
第2節 計画の進行管理		第5(5)		アレルギー疾患対策推進協議会については、関係府省庁を交え、引き続き定期的に開催するものとし、本指針に定められた取組の進捗の確認等、アレルギー疾患対策の更なる推進のための検討の場として機能させるものとする。		